

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者について、次のとおり検定を実施します。

平成21年4月24日

佐賀県公安委員会

委員長 山口 久美子

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 施設警備業務1級
- (2) 施設警備業務2級

2 検定試験の日時及び場所

- (1) 日時

平成21年7月31日（金曜日）9時から17時まで

- (2) 場所

メートプラザ佐賀（佐賀市兵庫町大字藤木1006番地1）

3 検定試験の内容

- (1) 施設警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (エ) 施設警備業務の管理に関すること。
- (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。
- (イ) 施設警備業務の管理に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 施設警備業務 1 級

佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 施設警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が上記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務 2 級

佐賀県内に住所を有する者又は佐賀県内の営業所に属する警備員

5 受検定員

各区分とも30人（先着順とする。）

## 6 検定申請手続

### (1) 検定申請書の受付期間

平成21年7月10日（金曜日）から平成21年7月17日（金曜日）までの8時30分から17時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

### (2) 検定申請書の提出先

住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全・刑事課へ持参してください。

なお、申請時に申請者の本人確認を行いますので、申請者の運転免許証の写し等住所、氏名を確認できる資料及び印鑑を持参してください。

### (3) 提出書類

#### ア 施設警備業務1級

(ア) 検定申請書 1通

(イ) 申請者の住所を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(ウ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

(エ) 前記4の(1)のアに該当する者は、2級検定（施設警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書。ただし、勤務先が廃業した場合など、やむを得ない事情により、警備業務従事証明書を提出することができない場合には、当該事情を疎明した上で、前記4の(1)のアに該当することを誓約する書面及び履歴書

各 1 通

- (オ) 前記 4 の (1) のイに該当する者は、都道府県公安委員会が交付した  
1 級検定受験資格認定証の写し 1 通

イ 施設警備業務 2 級

- (ア) 検定申請書 1 通

- (イ) 申請者の住所地を疎明する書面又は申請者が佐賀県内の営業所に属  
する警備員である場合には、当該営業所に属することを疎明する書面  
1 通

- (ウ) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の  
縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、  
その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚

(4) 受検票の持参

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定  
の当日に持参してください。

7 検定の手数料等

- (1) 検定の手数料は、16,000 円です。  
(2) 手数料は、検定申請書の提出時に佐賀県収入証紙により納付してください。  
(3) 手数料は、検定申請書受付後は、申請を取り消した場合又は検定試験を  
受けなかった場合でも返還しません。

8 その他

検定に際しては、筆記用具、印鑑及び実技試験時に館内で使用する運動靴  
を持参してください。

9 問い合わせ先

最寄りの警察署又は佐賀県警察本部生活安全企画課（電話番号 0952-24-1111  
内線 3033 又は 3034）